

浜松市公告第 979号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成28年9月13日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜松プラザ

浜松市東区上西町1020番地1ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 16,940 m<sup>2</sup>

(変更後) 27,040 m<sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の位置 図面3-1 建物配置図（変更前）参照

駐車場の収容台数 698台

(変更後)

駐車場の位置 図面3-2 建物配置図（変更後）参照

駐車場の収容台数 1,772台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場の位置 図面3-1 建物配置図（変更前）参照

駐輪場の収容台数 250台

(変更後)

駐輪場の位置 図面3-2 建物配置図（変更後）参照

駐輪場の収容台数 300台

③荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

荷さばき施設の面積 347 m<sup>2</sup>

(変更後)

荷さばき施設の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

荷さばき施設の面積 789 m<sup>2</sup>

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

廃棄物保管施設の容量 137.8 m<sup>3</sup>

(変更後)

廃棄物保管施設の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

廃棄物保管施設の容量 217.9 m<sup>3</sup>

(3)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
平面	午前 8 時～午後 11 時 30 分	午前 8 時～午後 11 時 30 分
赤ちゃん本舗棟屋上	午前 8 時～午後 10 時	午前 8 時～午後 10 時
ゼビオ棟屋上	午前 8 時～午後 10 時	午前 8 時～午後 10 時
フレスポ棟立体	午前 8 時～午後 11 時 30 分	午前 8 時～午後 11 時 30 分
コストコ棟屋上	—	午前 7 時 30 分～午後 10 時

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

出入口の数 入口 5 箇所、出口 6 箇所 計 11 箇所

(変更後)

出入口の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

出入口の数 入口 6 箇所、出口 6 箇所 計 12 箇所

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
赤ちゃん本舗棟荷さばき施設	午前 10 時～午後 4 時	午前 10 時～午後 4 時
ゼビオ棟荷さばき施設	午前 10 時～午後 3 時	午前 10 時～午後 3 時
フレスポ棟荷さばき施設 1	午前 8 時～午後 4 時	午前 6 時～午後 10 時
フレスポ棟荷さばき施設 2	午前 8 時～午後 4 時	午前 6 時～午後 10 時
コストコ棟荷さばき施設	—	午前 4 時～午後 10 時

3 変更する年月日

平成 29 年 5 月 10 日

4 変更する理由

コストコホールセールジャパン株式会社の入店による各施設の変更が生じたため

5 届出年月日

平成 28 年 9 月 9 日